

(第7回) 大津市水道事業経営検討委員会 開催結果

1. 日時 平成28年2月8日(月) 13時30分～15時45分

2. 場所 大津市役所 本館4階 第3委員会室

3. 出席者(順不同)

<委員> 5名

青原 みどり (大津市地域女性団体連合会)

大林 一郎 (大津商工会議所 副会頭)

日下部 徹 (京都市上下水道局総務部 経営・防災担当部長)

杉澤 喜久美 (杉澤公認会計士税理士事務所)

西谷 順平 (立命館大学経営学部 教授)

※谷口委員は、欠席

<事務局> 16名

企業局 井上局長、山極次長、青木水道ガス事業長、白井技術監理監、
藤本浄水管理センター所長、入江収納対策監

経営戦略室 平尾室長、東副参事、中井主査、安孫子主査、藤野主任

水道計画管理課 杉田課長、山田課長補佐、市井主査、不破主査

料金収納課 鴨井副参事

<新ビジョン等に関する検討業務受注者> 2名(有限責任監査法人トーマツ)

4. 傍聴者 なし

5. 協議事項

(1) 前回までのまとめについて

(2) 新料金表(案)の設定と補助施策の検討

(3) 答申(案)について

6. 議事録

事務局： ただいまから、第7回大津市水道事業経営検討委員会を開会いたします。

本委員会は、大津市水道事業経営検討委員会規程第5条第2項の規定により、
会議は委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないとなっております

す。本日、委員6名のうち現在4名の委員にご出席いただいております。委員のうち1名につきましては間もなくご到着いただけるということですので、結果的に5名の委員にご出席いただけるということです。いずれにしましても、現時点で会議は成立しておりますので、そのことにつきまして、まずご報告を申し上げます。

<配布資料の確認>

事務局： これ以降の議事進行につきましては、規程第5条第1項の規定に基づき、委員長であります西谷委員に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員長： 議事に入る前に、本委員会は、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針第5、会議の公開非公開に基づき、個人情報に関連する等の特別な事由を除き、原則公開としておりますので、委員の皆様から特にご意見がなければ、公開としますがよろしいでしょうか。

<公開について異議なし 傍聴者なし>

委員長： 議事に入ります。前回までのまとめについて、事務局の説明をお願いします。

<前回までのまとめについて（その他資料①～②）事務局より説明>

委員長： 前回のおさらいということで、理屈の流れを示していただきました。
もう1つ、公衆浴場で水量が少ないところについては、ちゃんと公衆浴場として営業しているのかという質問がありましたが、それについてもお答えいただきました。
改めて、何か質問などが出てきたということがあればご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員： スライド14の、③の水道料金算定要領に基づく理論流量比とか配賦方法という言葉があまりよくわからないので教えてください。

事務局： 理論流量比は、管の大きさによって流れる水量の割合を示しておりまして、配賦方法というのは、その割合に応じて金額を配分しているということでございます。

委員長： 残り1名の委員がいらっしゃったので、改めてですけれども、公衆浴場12件についてはちゃんと営業はしているということですので、浴場用料金の料金体系を適用することは問題ないということになりました。

前回では、スライド15の新しい料金表（案）を決めたということが一番大きな決定事項となります。パターン②の料金表（案）を選択したわけですが、大口徑で少量利用者の場合、基本料金がかなり高くなりますので、部分的ですけれども、改定率がかなり大きくなってしまいます。それに対する補助施策はあわせて必要だろうということも前回お話ししました。

この料金表（案）と、公衆浴場についても確認したということで、今日の議論に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

委員長： では、検討事項1について事務局の説明をお願いします。

**<検討事項（1）新料金表（案）の設定と補助施策の検討
（検討資料①）事務局より説明>**

委員長： 水道料金を値上げするというのは、市民としては満足いかないものですが、将来を見据えた場合に、どうしても赤字になって水道事業そのものが立ち行かなくなることを避けるためには、水道料金を値上げしなければいけないということを議論してまいりました。

新料金表（案）を適用した場合、収入ベースで21.4%の値上げという設定をしましたが、料金体系に落としますと、利用者それぞれで改定率は変わってくるということが示されています。

今まで口径が大きい人はわりと安い基本料金を享受してきた。その点では、口径が大きい人が、これで不公平になるというよりも、不公平が是正されるということになっています。ただし、それであっても激変は緩和しないといけないので、補助施策を打ちましようということになっております。

今の説明の中で、事務局に確認しますが、補助施策の検討の細かいところまではこの委員会で決定するものではないという理解でよろしいですか。

事務局： それで結構でございます。

委員： 使用量ゼロの件数について、20口径で3,500件もありますが、大きな口径でも随分あるということは、大きな口径のところでも使っていないところがたくさんあ

るということですか。

事務局： 口径ごとにいろんな使用のパターンはございますが、20ミリですと、多いのがマンションの共用栓、散水栓といったものです。空き家と考えられるようなところも含まれております。中口径等につきましては、利用があまりない自治会館のようなところですか、プール用にとっていらっしゃるところで、使っていないところですか、事業所でもお使いいただいていないようなところも見受けられます。

委員長： 今のご質問をもう少し発展させますと、今回、基本料金を上げますので、そうしたゼロ立方メートル利用のところが水道を閉じるとなった場合に、基本料金の収入見込みはどれぐらい変わるかというのは分かりますか。

事務局： ゼロ立方メートルの方だけの収入を集計しますと、月あたり700万円弱ぐらいだったと思います。

委員長： そうすると、例えば10%の方が水道を閉じられると70万円、それが12カ月で1,000万円ぐらい収入が変わる可能性はあるということですね。

事務局： その分は収入減という形になってしまいます。

委員： 検針は2カ月ごとですか。

事務局： はい。

委員： 例えばプールなどは、季節によって使われるということもあると思いますが、その場合はどういったカウントの方法をされているのですか。

事務局： 散水の場合、年間を通して見ますと、1立方メートルであったり、ゼロであったりという繰り返しとなっております。2カ月ごとの検針の場合は、2カ月に1立方メートルでしたら、前の月に1立方メートル、後の月はゼロ立方メートルというカウントになりますし、2立方メートルでしたらそれぞれ1立方メートルずつというカウントとなっております。2カ月検針の場合は、その2カ月分を2つの月に分けるといった形の計算をしております。

委員： この件数は、ある1カ月の実績ですか。

事務局： はい。比較的使用量が多い平成27年8月の件数をとっております。

委員： ある月だけ見るというのは、全体を考えるとときに部分的に見てしまうということがあると思います。例えば40口径でしたら半数以上が平均以下です。前回の議論でも、40口径は改定率が高く、平均使用量でも平均改定率よりも高くなりますので、いかに説明責任を果たしていくかが大事になると思います。

あと、補助施策の検討にも関係してきますが、京都市の例では、社会福祉施設について料金改定率を下げたほしいとか、単価を変えてほしいとか、議会において議論が出ました。それぞれの口径でどういった業態で使われているのか、それぞれに対して行政として何らかの手だてを打つ必要があるのかということも、今後議論が必要かと思えます。

委員長： スライド12では、補助というのがお金の補助という形になっていますが、今のご意見は、相談窓口を設けるなど、個別の利用者について詳しく把握した上で、事前に相談に乗るということを答申に盛り込むことでよろしいですか。

委員： 中・大口径の利用者で少量利用の場合、減径の工事が必要になるのですか。

事務局： 少ない水量でしたら、大きい口径でなくても十分に使用できます。小さい口径にすると、基本料金は改定後の料金でもそれほど高くなりません。

委員： 大きな口径のところは少ししか使用しない場合は口径を小さくしたほうが安く利用できるということですか。

事務局： 安くなります。

委員長： そのために、もし工事をするのであれば、何か補助をしましょうということになります。

委員： わかりました。

委員長： 「答申（案）について」では、この内容及び補助施策を文言にどう盛り込むかという議論になりますので、改めて文言を見ながら今の議論をもう一度考えていただければと思います。

では、検討事項2について事務局の説明をお願いします。

＜検討事項（２）答申（案）について（検討資料②）事務局より説明＞

委員長： 先ほどのお話を文章にしたということになりますが、文言の細かいところも見ていくといろいろお気づきの点があるかと思しますので、ご意見をお願いします。また、補助施策の書きぶりについてアドバイスいただけるのであれば、お願いしたいと思います。

委員： 12ページの基本水量について、今回の見直しで基本水量をなくすというのは非常に大きな変更点だと思いますが、なぜ基本水量をなくすかという説明がこれだけでは不十分ではないかと思えます。また、もともと水の使用を促すために基本水量が設定されていたのですか。

事務局： 今の水道料金算定要領には基本水量という設定はなくなっておりますが、かつては、公衆衛生上の観点から広く多くの方に水道をご使用いただくということから、10立方メートルまでは同じ金額とすることで水の使用を促すという目的で設定されておりました。現在は、普及率もほぼ100%に達しておりまして、ほとんどの皆さんに水をお使いいただいている状況がございますので、そういった目的は既に終わっているということから、廃止するという考えになっております。

委員： 基本水量以下の利用者が増えているから、そこからもう少し料金をいただこうということではないですか。

事務局： 一方で、需要家意識調査の中でも、おそらく10立方メートル以下の方だとは思いますが、基本水量までが同じ金額であることに対してどう思われますかといった質問に対して、不公平と感じているお客様もいらっしゃるということから、10立方メートルまでのお客様に一定の金額差をつける必要があるということで、基本水量を廃止して、そこに従量料金単価を設定しております。

委員： 結果的には、10立方メートル以下の人の値上がりになるのではないですか。

事務局： ただし、10立方メートル以下の従量料金単価を高く設定してしまいますと、その改定率が非常に上がってしまうということもございますので、その部分の改定率には配慮する必要があるということで、新料金表（案）では5円という安い単価で設定しております。

委員：　ということは、基本水量はなくすけれども、少量の利用者に対しては大きく配慮しているということですか。

事務局：　そのとおりです。

委員：　そのように答申に書いたほうがいいのではないかと思います。

委員：　基本水量をなくすということについては、京都市では基本水量内の利用者が30～40%おられまして、その方達の節水努力が料金に反映されないという議論がありました。ただし、一気になくしてしまうと料金が大きく変わってしまうので、京都市の場合は激変緩和で5立方メートルだけ残しました。あくまでも、節水努力が一定反映できるようにということで、基本水量制はなくしていくという考え方になっております。

あと、最初のご質問で、水の使用を促すという表現ですけれども、あくまでも基本水量というのは、生活する上で必要最低限の量については、政策的に安く提供しようということで、当時は設定していたと思います。基本水量のところ「水の使用を促し」という表現はあまりなじまないと思います。

委員長：　基本水量については、アンケートをもとにして議論しましたので、アンケートの結果も含めて節水努力という文言があってもいいかもしれないですね。

委員長：　この場で文言を確定することはできませんので、趣旨としては、もともとの基本水量を廃止したときの政府の考え方や、現在の水道料金算定要項でも基本水量は設定しない方向になっているという2点を押さえて、文案を考えるということでもよろしいでしょうか。

それでは、ほかの箇所でご意見はございますか。

委員：　スライド9の公衆浴場のところで、一定量以上使用すると一般料金より低い設定となっているというのは、改定前のことが書かれているのか、改定してもそうなのかというところを教えてください。

事務局：　改定前でも改定後でも、それは同じです。

委員：　改定後の料金表でいくと、公衆浴場の基本料金は口径30ミリ、40ミリでは一般よりも安くなりますね。一般の利用者と比較すると、なぜ公衆浴場だけ安いのかとなってしまいますので、その辺は政策的に残していくべきであるということ強調

して書いたほうが良いと思います。たくさん水を使うから低い設定とすると、実態としてそうではないというのが実績で分かりますので。

委員長： 端的に言うと、書き過ぎということだと思います。具体的には、答申の3ページの3の(1)の第2段落において、「なお、公衆浴場用料金は」というところから3行、4行書いてありますが、政策判断で公衆浴場用の料金体系を継続することなので、基本的にはそれだけでいいのではないかというご意見ですけれども、いかがでしょうか。

事務局： おっしゃるとおり、政策的な判断で公衆浴場用料金については特別な料金を設定しておりますので、少しそこをわかりやすく、目立つ形にしたいと思います。

委員長： 公衆浴場用料金を省令に基づき滋賀県が指定していることと、公衆衛生上の観点ということの2つを入れて、もう少しシンプルに文章を修正するということでよろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

では、先ほど議論になりました補助施策のところの附帯意見について、5ページの大きな4番、附帯意見(1)(2)(3)の書きぶりについてはいかがでしょうか。

委員： 給水管の減径工事は、料金が上がるので、その対策としてやっていいものなのか、それとも、施設の規模などに応じて、その使用実態を見て決まるものなのでしょうか。

事務局： もともとの施設の計画水量に合った適正な口径を選択する必要があります。使用実態からすると、口径が過大であり、将来もその口径では過大であるといった場合は、減径したほうが良いですよという指導をしております。ただし、強制ではございません。水道は、水質にかかわる問題も当然出てきますので、指導はさせていただきます。今ありましたように、料金が高くなるから減径したほうが良いということではなく、使用実態からのPRが必要になると思います。

委員： 減径工事というのは、メーターをかえるだけで認められるのか、それとも、施設自体の給水装置についても改造が必要になるのでしょうか。

事務局： メーター口径を替えるだけではなく、本管の分岐からメーターを含めて給水管全部を対象としています。また、施設によっては受水槽をお持ちの場合もござい

ますが、当然その受水槽までが適正口径となるよう指導させていただいております。

委員： その負担はお客様がするのですね。

事務局： そのとおりです。

委員： この答申書の文言として「この対策として」と書くと、料金対策みたいなことだけになってしまうので、使用実態に応じて給水管の装置の適正化が必要であり、その上で、減径する場合には工事費用の負担が必要になるという書きぶりにした方がいいと思います。逆に言うと、減径工事というのは実はお金もたくさん要るということをちゃんと説明しないといけないと思います。

委員長： 今のご意見は、給水管口径にミスマッチの問題が起きている場合、料金体系が大きく変わるので、これを契機に実態を把握した上で適切なアドバイスをしていく必要があるという書きぶりにしたいと思います。

(2) のところで、今回大幅な見直しを行っているので情報提供が必要となりますが、実際には高く払い過ぎていないかという不安はたくさんユーザーの側に出ると思います。それについて、受け身ではなくて積極的に何か施策をされたいというようなことがこの文章で書き切れているかどうかについてはいかかがでしょうか。

委員： 料金改定の内容だけではなく、料金改定の目的や意義について、安全・安心な水道を将来にわたって持続的に運営していくために、料金値上げをお願いしないといけないということを説明する必要があると思います。それを使用実態に応じて、一律の周知ではなくて、団体ごとに個別にやっていく必要があると思います。

委員長： 「情報提供」というのがありますが、情報を提供したら終わりではなくて、「理解」というのがキーワードになってくると思います。「理解」というのは、料金値上げについて理屈があって、水道事業の将来を考えた場合にこうせざるを得ないということを理解していただくということだと思います。情報提供だと、一方的に情報を提供したら、それを使うのはユーザーの勝手だという形に響きかねないので、理解を求めるために丁寧な対応、情報提供を行っていくというような書きぶりで工夫したいと思います。そのときに、先ほど出ましたように「相談窓口を設けるなど」というような言葉も入れていったらよいかと思います。

ほかに何かございますか。

委員長： 2ページの「2.（1）料金改定の実施時期」の最後のところで、見込み値であるということで、そのときの最善の推定値でもっともう一度計算し直したほうがよい可能性もあるということがここに書かれております。推定に用いたのは去年までの実績です。今年度はまだ終わっていませんので、まだ推定しか得られないと思いますが、大体今年の見込みはどういう感じになっていますか。

事務局： この委員会では、全て平成26年度の決算数値をもとに需要想定をしておりますし、現金残高等の数字もここからスタートしております。現時点、12月末現在の数字が今のところは最新の情報になりますが、この情報を見ますと、この委員会の中で想定しておりました数字よりも若干上振れしております。決して下げどまったとか、はねたとかいう状況ではなくて、下げ幅が若干緩やかになったという状況が今のところございます。この状況を、これまで検討していただきました平成40年度に3つの経営目標を満足させるという改定率に落とし込んでみますと、若干改定率も下げられるのかなという状況でございます。12月末現在の決算想定ではこの様な状況でございますが、最終的には大体ゴールデンウイーク前ぐらいには平成27年度の数字が確定できますので、この時期に最新の情報を使いまして、この委員会の中でご検討いただきました趣旨、論旨を踏まえて、改定率ですとか改定の時期については、再度見直しをしたいと考えております。

委員長： 委員会としては、入手できるだけのデータで責任を持って言うためには、今年の見込みの数字で判断するわけにはいきませんので、去年までの決算数値をベースに、人口統計については最新のものを使いながら議論したということにしたいと思います。

ほかに何かございますか。

委員： 4ページの（3）の基本料金は、大津市が低く設定されているということが書かれていますが、基本料金だけが大津市は安かったという認識でよかったですでしょうか。全体的に料金自体が低目に設定されていたという印象を持っているのですけれども。

事務局： 少量利用者、家庭などで使われる料金は基本的に安いと言えますと思いますが、大口の工場用ですとか、超大口になりますと必ずしも安いとは言えないという状況でございます。基本料金につきましては全ての口径において安いということは言えますけれども、総支払い額としてみますと、大口の方は従量料金が高い傾向にありますので、超大口等については安いとは言えないというのが大津市の現在

の水道料金の特徴でございます。

委員長： 全般的には安いと言えるけれども、水量によってはそうではないこともあるため、断定的に安いと言えるわけではないということで、表現を避けているということかと思えます。ですので、この書きぶりですと基本料金について限定していますので、これについては確実に言えるという理解でよろしいでしょうか。

委員： わかりました。

委員： 新料金の設定ですが、これで決定ではなくて、今お話があったように、今年度の使用量を見て、また変わる可能性があるのでしょうか。

委員長： そうですね。もちろん実施時期についても、我々としては将来的な損益を見ながら平成29年4月と答申はしておりますけれども、それを受けてどのように判断されるかというのは、我々ではなくて最終的には議会でという理解でよいと思います。

委員： 消費税も上がる予定ですし、市民にとって負担増が続くと、いろいろと問題があるかなと思いました。

委員長： 消費税については政治的判断がございます。委員会では政治的判断はせずに、データに基づいて答申をするということになります。

ただし、その中で、我々が考えたような理屈の部分があります。理論流量比で基本料金を考えると、基本的には値上げの方向にしていくなど、そういうところについてはおそらく踏襲された上で、最新データに基づいた結果をベースに議会に諮られると思います。

委員： わかりました。

委員長： では、文言についての修正が幾つかありましたので、これについてはどうしますか。メールでやりとりするか、もう一度委員会を開催するかとか、いろんな判断ができるかとは思いますが。それを決めておかないと、閉めることはできないですね。

事務局： 今日お伺いしました内容を踏まえまして、答申（案）について事務局で修正させていただきますと思います。また、各委員には速やかに修正後の答申（案）を

メール配信させていただきたいと思います。第8回を開催するか否かにつきましては、次回の議題の1つにパブリックコメントの報告がございまして、その状況を踏まえながらも一度判断させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長： わかりました。基本的には、修正と申しましても、中身に関わるものではなくて文言、表現に留まるものですので、それについては個別メールでやりとりしながら、もちろん最終案は各委員に確認していただくということにしたいと思いません。修正点を残しながらですが、答申について委員会で議論するのはこれで閉じるということよろしいでしょうか。

委員： 4ページの「3.（2）基本料金・従量料金の割合」のところですが、第2段落の「現行の料金体系において、料金算定期間の（基本料金：従量料金）は」というところで、料金算定期間というのはどこに書かれていますか。

事務局： 3ページに「2.（2）料金算定期間」という項目がありまして、改定率については12年間、体系の検討については4年間となっております。こちらの算定期間については体系に係るものですので、平成29から32年度の4年間の収入見込みとして算出される（基本料金：従量料金）の割合が（32：68）になっているということです。

委員： 「料金算定期間の」という文言は必要ですか。

事務局： 今の実績値ではなく将来値として見込まれる収入の予測値が（32：68）ということになりますので、実績値であるか予測値であるかということがわかるように「算定期間の」という文言を入れております。

委員： 「現行の料金体系の（基本料金：従量料金）は」とすると、違う数字になるのですか。

事務局： そうですね。現行の料金体系といいますと、現行料金で計算された、例えば26年度の収入を基本料金と従量料金に分けた場合という考え方もできますが、現行の料金体系のままで将来の29から32年度に得られる収入の見込みを予測して、その割合という形で計算するということになっています。新料金表（案）の（36：64）についても将来の見込み値で計算していますので、過去のものや将来のものを比較してもあまり意味がないので、同じ算定期間での比較をすると、（32：68）

が(36:64)まで基本料金の割合を上げることができるという表現にさせていただいております。

委員： わかりにくいですね。

委員長： 「現行の料金体系において」というよりは「現行の料金体系に基づく」という感じで表現を修正したいと思います。

委員長： 新しい料金表(案)というのは答申の最後についております。答申の主役になりますのはやはりこの新しい料金表(案)になり、それまでの文言というのはこの新料金表(案)をつくるまでの委員会の考えというものを述べた箇所になります。この委員会で結果的に結論として出るのはこの4、5ページに過ぎませんが、我々がこれまでずっと議論してきたことがこの4、5ページに要約されてパブリックに答申が返されるということになります。ですので、一つ一つの表現について責任を持たないといけませんので、今のように、少しでもわかりにくいところがあればご発言いただいて、直していければと思います。

委員： 4ページの(3)基本料金のところで、「大津市の方が低く設定されており」の後、「口径が大きくなるほどその差が大きくなる」とありますが、配賦方法を理論流量比にしたのは、他市と比べて口径が大きくなると差が大きいためからというわけではなくて、口径に応じた公平な料金体系になっていないからこの配賦方法を採用しているの、文章の流れが急に飛ぶような気がします。

事務局： 現状の料金体系の説明と、変更した理屈の説明が続いているため、現状の説明が変更した理由みたいに読めてしまうということですね。

委員： そうですね。

委員長： まだまだ出てくるかもしれませんが、もちろん終わってからも、修正作業をしていますので、そこで提案されても結構です。書きぶりによって印象が異なり、責任の持ち方が問われたりしますので、それについては修正案がメールで配られるときに、もう一度読み直していただくということになるかと思います。

管理者から答申ということをお願いされ、この答申書がこの委員会からの結論になりますので、我々が最終的にこれでよいと判断したものを管理者に正式に答申したいと思います。

もし意見がなければ、これで終わりということになります。委員会としてはも

う1回予定されております。おそらくパブリックコメントの状況で変わってくると思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 本日ご意見いただいた部分について、答申の修正案をつくりまして、それをメール配信させていただきます。その内容とパブリックコメントの関係も踏まえて、事務局から委員長に開催するかどうかご相談させていただいた上で、各委員にご連絡したいと思います。3月22日は現行どおり予定していただいて、最終的になくなることもあるということでお許しいただけるのであれば、そのようにしたいと思います。

委員長： 答申の修正案を委員全員が納得するという前提で、パブリックコメントで委員会を開いて議論しなくてはならないようなコメントが出た場合や、それに対してこの答申に盛り込まなければいけなくなった場合には委員会を開くということにして、もしなければそのまま、管理者に答申させていただくということによろしいでしょうか。

第8回の委員会を開催した場合は、委員全員で管理者に対して答申するとして、もし特段異論もなく、答申もまとまるのであれば、委員長が管理者に答申するというので、簡素化して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

委員： 最後にちょっといいですか。

料金の算定期間について、改定率の決定の期間と料金体系検討の期間が異なっています。29から40年度までのトータルで3つの目標を満たすということで改定率を設定しており、有収水量がだんだん減っていくので、期間の最初の部分に過大な利益が出ているという議論になるおそれがあるし、その分、料金が高過ぎるのではないかという議論にもなりかねないと思います。これについては、お客様や各種団体に、長いスパンで見た上での目標達成となることを、十分ご理解いただくように説明する必要があると思いました。

委員長： 先ほどの補助施策のところにもありましたけれども、理解をきっちりしていただく必要があり、特に議会はそうですけれども、一般市民の方にも理解していただくことが肝心だというご発言の趣旨だったと思います。

では、本日の議題は以上になりますので、進行を事務局にお返しします。

<謝辞、次回の案内 事務局より>

<局長挨拶>

閉会